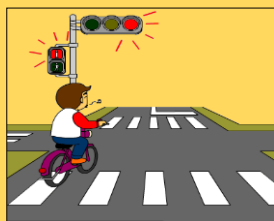


# 御存知ですか？自転車運転者講習

自転車運転中に、危険なルール違反を繰り返すと…

「自転車運転者講習」を受けることになります。

## < 自転車運転者講習の対象となる危険行為 >



信号無視



一時停止場所不停止



酒酔い運転



歩道通行時の  
通行方法違反

### その他の危険行為

- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 妨害運転(交通の危険のおそれ、著しい交通の危険)
- 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

## < 自転車運転者講習制度のながれ >

自転車運転者(14歳以上)  
が、危険行為を繰り返す  
(3年以内に2回以上)

交通の危険を防止するため、  
都道府県公安委員会が自転  
車運転者に講習を受けるよう  
に命令

講習の受講  
講習時間:3時間  
講習手数料:6,000円

※ 受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

### 【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- ② 車道は**左側を通行**
- ③ 歩道は歩行者優先で、**車道寄りを徐行**
- ④ 安全ルールを守る
  - **飲酒運転・二人乗り・並進**の禁止
  - 夜間は**ライトを点灯**
  - 交差点での**信号遵守**と**一時停止・安全確認**
- ⑤ 子どもは**ヘルメットを着用**



「自転車安全利用五則」を、  
必ず守りましょう！

### 万が一に備えて…

自転車による交通事故でも、  
自転車の運転者に多額の賠償  
責任が生じるおそれがあります。  
生じた損害を賠償するため  
保険等に加入しましょう。



「TSマーク」  
自転車の点検や整備  
をして自転車に貼っ  
てもらいましょう。  
傷害保険などの補償が  
1年間受けられます！